

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人晃宝会が開設する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業員者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

第2条（運営の方針）

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者が要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う名称及び所在地は、次の通りとする。

一 名称 特別養護老人ホームあじさい園

二 所在地 奈良市茗荷町808番地1

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

（1） 管理者 1名

管理者は、施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2） 介護職員又は看護師、准看護師（以下「看護職員」という）

介護職員及び看護職員の総数は、利用人数：職員数＝3：1以上

介護職員は、入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者の身体能力を最大限活用した援助を行い、看護職員は、医師の指示に基づき入居者の心身等の状況に応じて、入居者の健康管理及び保健衛生管理を行う。

（3） 管理栄養士又は栄養士（兼務） 1名以上

栄養士は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の提供を行う。

第5条（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所者生活介護の定員）

利用者の定員は、16名とする。

第6条（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

- 一 日常生活上の介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談・援助

第7条（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料等）

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合において定められた割合（1割、2割、3割）の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選択する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二 食費

1, 445円／日 （朝食 270円 昼食 600円 夕食 575円）

（但し、低所得者については、大臣が定める負担限度とする）

三 滞在費

915円／日 多床室

1, 231円／日 従来型個室

（但し、低所得者については、大臣が定める負担限度とする）

四 おやつ

155円／日

五 理美容院代その他、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用改定にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第8条（送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は 奈良市、山辺郡山添村の区域とする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人に迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

第10条（緊急時における対応方法）

従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに第一連絡先（連絡の取れない場合は第二連絡先以降）、利用者の主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第11条（事故発生時の対応方法）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議する事とする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第12条（身体拘束の制限）

従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に身体的拘束にかかる対応及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記し利用者又はその家族への説明を行わなければならない。

第13条（非常災害対策）

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）

二 消防設備、施設等の点検及び設備

三 従業員の火気の使用または取り扱いに関する監督

四 その他防火管理上必要な業務

事業所は、前一項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

また、風水害、地震等の非常災害を想定して対策を立案する。

第14条（個人情報の保護）

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守しなければならない。

2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとする。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法を則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表することとする。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表することとする。

第15条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

当事業所では、虐待防止・接遇委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

2 虐待防止・接遇委員会は、職員への虐待防止及び接遇研修の実施、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止・接遇委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

3 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止・接遇委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（衛生管理等について）

第16条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

3 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置

を講じる。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) (1) から (3) までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第17条（その他運営についての留意事項）

事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年3回以上

- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日より施行する

この規程は、平成13年6月1日より施行する
この規程は、平成15年4月1日より施行する
この規程は、平成17年10月1日より施行する
この規程は、平成18年4月1日より施行する
この規程は、平成19年10月1日より施行する
この規程は、平成25年10月2日より施行する
この規程は、平成27年9月1日より施行する
この規程は、平成30年9月15日より施行する
この規程は、令和1年10月1日より施行する
この規程は、令和2年4月1日より施行する
この規程は、令和3年9月1日より施行する
この規程は、令和4年2月6日より施行する
この規程は、令和6年4月1日より施行する
この規程は、令和6年8月1日より施行する
この規程は、令和6年9月17日より施行する